

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

区市町村名	沼江市	所属名	福祉保健部高齢障がい課介護保険係
担当者名	岩下 貴昭	電話番号／メールアドレス	03-3430-1111 / kaigokkr@city.komaie.lg.jp

・介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成
 ・計画に定めた取組と目標の自己評価結果について、ご報告ください（記入欄は適宜増減させてください）。

第8期介護保険事業計画に記載の内容						令和5年度（年度末実績）				自己評価結果等の共有・公表等					
エラ－表示欄	区市町村名	区分	テーマ（キーワード）	テーマ（その他詳細） ※左項目が「その他」の場合詳細をご記載ください	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策	自己評価結果等の共有	自己評価結果等の公表	都への要望
	沼江市	自立支援・介護予防・重度化防止	ケアマネジメントの質の向上		個別ケア会議等から抽出された地域課題を取りまとめ、地域課題検討会議（地域ケア会議）に提案するための開会を試行設置し、抽出から整理までを実施した。令和3年度は引き続き整理した課題を政策として地域課題検討会議に提案するまでを実施し、体制、仕組みとして定着させる必要がある。	個別の支援内容を多職種で検討する地域ケア会議（個別ケア会議）の随時開催や、自立支援に資する適切なケアプランになっているかの質の向上を図る。	・地域ケア会議（個別ケア会議）の開催 四半期1回程度 ・介護支援専門員との協働によるケアプラン点検の実施 各年度2回以上	・年度末に各事業の開催回数又は実施回数を確認	・地域ケア会議（個別ケア会議）の開催 年間22回（※地域センター全体の開催回数） ・ケアプラン点検の実施 年間1回（※地域センター全体の開催回数）	○	・地域ケア会議（個別ケア会議）については、目標としていた開催回数を上回り、抽出された課題を幹事会から地域課題検討会まで繋げることができた。	<課題> 地域ケア会議（個別ケア会議）の開催については、各地域センターごとに四半期1回程度の開催を目標として推進したい。 <対応策> 引き続き、地域ケア会議（個別ケア会議）の開催目的を整理し、各地域包括支援センターと調整すると共に、目的の認識や、市の共有を図っていく。	○	○	
	沼江市	自立支援・介護予防・重度化防止	介護予防・健康づくり		介護予防教室や大小各種講演会、セミナーは継続的に実施している。毎年度企画内容や工夫は加えているが、経年的に維持継続の傾向が強くなり各包括支援センターで重複が発生したりしている。引き続き事前調整による重複除去を進め、コロナ収束後に向けた挑戦的、萌芽的な企画を試みる必要がある。	家族介護予防教室等の実施により、介護予防への関心を高め、取り組むきっかけを提供するとともに、継続的に運動等の活動ができる場の拡充を図る。	・介護予防講座の開催 月6回程度（認知症予防も同時に扱う） ・家族介護教室の開催 各年度6回	・年度末に各事業の開催回数を確認	・介護予防講座の開催 年間118回（※地域センター全体の開催回数） ・家族介護教室の開催 年間36回（※地域センター全体の開催回数）	◎	・新型コロナウイルス感染症が5類に移行後も、引き続きICを活用したオンライン講座等を開催することで、目標指標以上の開催回数を達成することができた。	<課題> 現在、実施している講座等を維持しながらも、新たな講座の取組を進める必要がある。 <対応策> 引き続き、地域の特性に合ったニーズを補え、各地域センターごとに特色を持った講座の企画に取り組み。	○	○	
	沼江市	自立支援・介護予防・重度化防止	認知症の早期発見・早期対応		市民の認知症についての正しい理解が十分に浸透していない。オンライン開催を検討する等、コロナ禍でも参加しやすい工夫を行う必要がある。また、これまでは希望する講座を開催できていないが、今後は他の認知症施策と一体的・計画的に開催していく必要がある。	地域包括ケアシステム、介護保険制度、認知症等に関する情報・知識を地域の隅々にまで普及・啓発し、制度・サービスの理解を進める。	・健康教室や講演会の開催 各年度6回以上 ・介護予防講座の開催 月6回程度 ・認知症（ボケ）養成講座の開催（児童・学生対象講座も含む） 各年度2回以上	・年度末に各事業の開催回数を確認	・健康教室や講演会の開催 年間10回（※地域センター全体の開催回数） ・介護予防講座の開催 年間118回（※地域センター全体の開催回数） ・認知症（ボケ）養成講座の開催 年間8回（※地域センター全体の開催回数）	○	・健康教室や講演会の開催及び介護予防講座の開催については、概ね目標を達成することができた。 ・認知症サポーター養成講座については、年間8回開催し、目標指標以上の結果を達成することができた。	<課題> 健康教室や講演会の開催及び介護予防講座の開催については、開催回数を増やすための更なる工夫が必要と考える。また、オンライン受講という目標も掲げられており、地域による幅がない認知症サポーターの養成が必要となる。 <対応策> 引き続き、認知症等に関する情報・知識を地域の隅々にまで普及・啓発し、制度・サービスの理解を図る。	○	○	
	沼江市	自立支援・介護予防・重度化防止	地域ケア会議の充実		地域課題の抽出から政策形成までの一連の作業の目的は見えてきたところであるが、政策形成の実現手法の一つとなる資源開拓の面でまだ知識不足は否めずノウハウの蓄積が進んでいない。令和3年度上半期はまず個別ケア会議から地域課題検討会議における抽出から政策形成までの体制を定着させ、下半期以降政策形成と生活支援体制整備協議会が担う地域資源開発との連携体制を確立できるように進めていく必要がある。	個別ケア会議等の結果から抽出された地域生活課題を蓄積し、地域ケア会議（地域課題検討会議）で対策を検討し、政策として転売させる。	・地域ケア会議（地域課題検討会議）の開催 四半期1回程度 ・居住支援協議会による住まいの相談窓口事業実施 各年度12回以上	・年度末に各事業の開催回数又は実施回数を確認	・地域ケア会議（地域課題検討会議）の開催 年間2回（※地域センター全体の開催回数） ・居住支援協議会による住まいの相談窓口事業実施 年間12回	○	・個別ケア会議等から抽出された地域課題を取りまとめ、地域ケア会議（地域課題検討会議）に提案するための幹事会を設置したが、抽出から整理を行う過程に時間を要したため、地域ケア会議（地域課題検討会議）の開催が2回のみであった。 ・居住支援協議会による住まいの相談窓口事業実施については、概ね目標指標を達成することができた。	<課題> 地域課題の抽出から整理までの工程に要する時間配分や調整会を設置したが、抽出から整理を行う過程に時間を要したため、地域ケア会議（地域課題検討会議）の開催が2回のみであった。 <対応策> 引き続き、個別ケア会議より抽出された地域課題の集約整理に工夫を凝らし、幹事会で実施する整理工程の時間短縮を図る。	○	○	
	沼江市	自立支援・介護予防・重度化防止	介護サービス事業者支援		地域包括ケアシステムを深化させるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護等のサービスの基盤を段階的に整備してきたが、十分に活用されていない。このため、介護支援専門員等の当該サービスに対する理解を深める取組を進めることで、中重度者の利用を促進する必要がある。	介護支援専門員に対する地域密着型サービスの勉強会の実施	・介護支援専門員を対象とした事例検討会において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等のサービスの活用することにより、自らが促進される事例を取り上げること、介護支援専門員の当該サービスに対する理解を促進する。	・介護支援専門員に対する地域密着型サービスの勉強会の開催 各年度1回以上	・介護支援専門員に対する地域密着型サービスの事業者の公募	×	第8期介護保険事業計画の策定時点で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護共に、市内に指定事業所が1か所ずつあったが、コロナ禍により、いずれの事業所も廃止又は休止になった。そのためサービスの基盤を整備するため、まずは事業者の公募をしていく必要がある。	<課題> コロナ禍により、対象サービスの事業所が廃止又は休止し、サービスの提供基盤が消失している。 <対応策> 地域密着型サービス事業者を公募し、新たなサービスの提供基盤を整備していく。	○	○	
	沼江市	給付適正化	要介護認定の適正化		介護保険制度の運営に運営するためには、限られた財源を有効に使い真に介護を必要とする人に適切なサービスを提供する必要がある。このためには、介護給付を必要とする人を適切に認定し、真に必要なサービスと必要でないサービスを事業者が適切に提供するよう促す必要がある。	要介護認定の適正化	・業務分析データを活用した審査会などの客観的な状況を把握する。 ・介護認定審査会部会長会等で情報共有し、手順及び考え方の統一を図る。 ・審査員が選択を誤りやすい項目等については、定例会を通じて定章の理解を、適切な審査判定につながるような質の向上を図る。	・介護認定審査会（部会長会）の開催 各年度1回以上	・業務分析データを活用した適正化の取組の定期的な評価・評価結果の調査員、審査委員等への情報共有 ・委託調査員の調査内容の情報提供 ・サービス未利用者へのアウトリーチの実施	○	・業務分析データを活用した適正化の取組の定期的な評価・評価結果の調査員、審査委員等への情報共有 ・令和3年度に続き、感染症拡大防止による臨時対応やアウトリーチを行った影響で、委託調査件数は少なかったが、調査内容の留意事項等の情報共有は書面で行った。	<課題> 令和5年度は臨時的対応等による調査・審査件数は見込を下回ったが、6年度においては、増加が見込まれ、介護保険サービスを必要とする方に、適切な時期に適切な介護認定結果を出せるようになる必要がある。 <対応策> 他自治体の対応方法に関する情報収集を行い、当市で対応可能な検討結果を共有し、新たな環境下での質の向上に努め、適切な時期に適切な介護認定結果を出せるような取組を行う。	○	○	
	沼江市	給付適正化	ケアプラン点検		介護保険制度の運営を適正に行うため、東京都が作成した「保護者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用したケアプラン点検を介護支援専門員に対して実施し、ケアマネジメントの質の向上を図ることが必要である。	ケアプラン点検	・保護者と主任介護支援専門員が協働したケアプラン点検を実施する。 ・介護支援専門員に対し、ケアプラン点検に関する手法について実践的な研修を行う。 ・給付実績及び介護認定調査で把握した状態像からサービス内容の適正について点検を行う。	・介護支援専門員との協働によるケアプラン点検の実施 各年度2回以上 ・ケアマネジメントの質の向上につながるかについて、ケアプラン点検の関係者へのアンケート実施	・主任介護支援専門員と協働したケアプラン点検の実施 ・介護支援専門員を対象としたケアプラン点検研修の実施 ・給付実績を活用した、過誤の可能性が高いケアプランの疑義照会	○	面談形式のケアプラン点検については、各年度2回実施しているところ、制度改正に伴う事務負担の増大により、1回の実施にとどまったが、面談者・協力者共に、ケアマネジメントの質の向上についての理解が深まったとの回答を得ている。 給付実績を活用し、過誤の可能性が高いケアプランを重点で提出してもらい、疑義照会を通じてケアマネジメントのあり方を指摘した。	<課題> ガイドラインの内容の理解促進に資するケアプラン点検のあり方を検討していく必要がある。 <対応策> ガイドラインの内容の理解促進に資するケアプラン点検のあり方を検討	○	○	

エラー表示欄	区市町村名	区分	テーマ（キーワード）	テーマ（その他詳細） ※ 左項目が「その他」の場合詳細をご記載ください。	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	目標の評価方法	実施内容	自己評価結果	自己評価内容	課題と対応策	自己評価結果等の共有	自己評価結果等の公表	都への要望
	狛江市	給付適正化	住宅改修・福祉用具		介護保険制度の運営を適正に行うため、利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、事業者に対して普及啓発を図ることが必要である。 一方で、課題としては、専門職の関与の仕組みを構築していく必要がある。	住宅改修・福祉用具の点検	・窓口等を通じて、普及啓発する。 ・住宅改修施行事業者に介護保険住宅改修の趣旨・手続き等説明する機会を設ける。 ・住宅改修等の訪問調査を実施する。	・適切な住宅改修の理解が深まったかについてアンケートを実施	・窓口等を通じた適切な住宅改修・福祉用具のあり方の普及啓発 ・住宅改修に関する事業者向け研修会の実施	○	新型コロナの影響により、訪問調査を実施できなかった。窓口での普及啓発、システム等を活用した疑義照会を実施した。 理学療法士による適切な住宅改修の理解についての説明会を開催。概ね理解を得ている。	＜課題＞ 専門職による関与の仕組みについて、市の規模に応じたあり方を検討していく必要がある。 ＜対応策＞ 他区市の先進事例の情報収集に努め、市の規模に応じたあり方を検討する。	○	○	
	狛江市	給付適正化	縦覧点検・医療情報との突合		介護保険制度の運営を適正に行うため、請求内容の確認により、誤請求及び医療との重複請求を防ぎ、適正な報酬請求を促すことが必要である。 一方で、課題として、疑義照会の効果を高めるための工夫を重ねていく必要がある。	縦覧点検・医療情報等の突合	・東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への委託外分の帳票について、点検する項目を決定し、点検を実施する。 ・研修会等を活用し、点検ノウハウを高める。	・疑義照会を実施した保険者処理分の帳票の点検項目数	・保険者処理分の事業所への疑義照会	◎	保険者処理分の帳票のうち、要介護認定有効期間の半數を超える短期入所について、事業所に疑義照会を実施した。	＜課題＞ 介護給付の適正化の効果をより高めるため、効果的な疑義照会の方法を確立していく必要がある。 ＜対応策＞ 疑義照会による事業所の反応等を勘案し、疑義照会の方法を見直ししていく。	○	○	
	狛江市	給付適正化	介護給付費通知		介護保険制度の運営を適正に行うため、介護保険の受給者に対して、事業者からの請求及び給付状況を通知することにより、自ら受けているサービスを改めて確認し、適切なサービス利用の普及啓発を図ることが必要である。 一方で、課題としては、事業の効果を高めるための工夫を重ねていく必要がある。	介護給付費通知	・受給者にとって分かりやすく、かつ、効果的な介護給付費通知となるよう、内容等を適宜見直し実施する。	・介護給付費通知の発送 2回実施	・介護給付費通知の発送 2回実施	◎	コロナ禍においても滞りなく2回実施した。 また、令和3年度の制度改正の内容を給付費通知に盛り込んだ。 今後も、より受給者にわかりやすく、かつ効果的な給付費通知となるよう、内容等を見直ししていく必要がある。	＜課題＞ 介護給付の適正化の効果を、より高めるため、受給者にわかりやすく、かつ効果的な給付費通知となるよう、内容等を見直ししていく必要がある。 ＜対応策＞ 受給者からの問い合わせ対応等を通じ、受給者の目録を踏まえた給付費通知として表現等を見直ししていく。	○	○	
	狛江市	給付適正化	給付実績の活用		介護保険制度の運営を適正に行うため、国保連から提供された給付実績の活用により、適正なサービス提供と介護費用の効率化を図ることが必要である。 一方で、課題としては、事業の実効性を高めるため、より過誤につながるような抽出条件を精査していく必要がある。	給付実績の活用	・独自の介護給付適正化支援システム等の活用により、疑義のある給付について、事業者に対して確認を行う。	・疑義照会の実施	・認定情報と給付実績を突合するシステム等を活用した、過誤の可能性がある高い給付等の疑義照会	◎	1回の疑義照会を行い、合計31件に実施した。 照会事例は、短期入所の利用率が高い給付や福祉用具貸与のみが位置付けられたケアプラン等である。	＜課題＞ 給付実績を活用した疑義照会を効果的に行うため、抽出条件を精査していく必要がある。 ＜対応策＞ より過誤につながるやすい抽出条件を継続的に検討していく。	○	○	
※ 行を挿入する場合は、この行より上の行をコピーのうえ、この行より上に挿入をお願いします。															